

平成27年 9月29日 (火)

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>皆さんこんにちは。定刻になりましたので 平成27年 第9回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 17番 瀧口委員、34番 森重委員、35番 平岡委員が、欠席です。 委員総数36名中33名の出席であり、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。26番 佐野委員、27番黒木委員指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請番号29号 土地の所在は、 他と同地字 3筆 3筆とも地目は、田 面積は、合計 m² です。 歳 受人は、 歳です。 渡人が、市外在住で、高齢の為管理できなくなり、受人においては、経営規模を拡大したいとのことで、話がまとまり売買による所有権移転するものです。</p>
議 長	<p>それでは、担当農業委員からの説明をお願いします。 よろしくをお願いします。</p>
28番高木委員	<p>申請番号29号については、私の担当地区ですので、私から補足説明申し上げます。 事務局から説明のあったとおりであり、前から栗林さんが耕作していたということもあり問題ないと思えます。</p>

議 長	<p>それでは、申請番号29号について、事務局及び担当農業委員から説明がありました。質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>議案第45号は、承認されました。</p> <p>次に、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条の規定による許可申請について申請番号23号についてご説明します。</p> <p>申請番号23号についてご説明します。所在は、 字 地目 田 面積 m² 渡人は、 町 さん 歳 受人は、 さん 9歳です。転用で、一般住宅用地 m² の花壇を作りたいということで、申請地を購入し、倉庫・花壇用地とするものです。申請地は、第2種農地で、売買による所有権移転です。この土地は、第2種農地です。</p> <p>続きまして、申請番号24号です。所在は、 番地 地目 田 m² 渡人は、 町 番地 さん 歳 受人は、 m² の一般住宅建築する転用です。この土地は、第3種農地で売買による所有権移転です。</p>
議 長	<p>それでは、担当農業委員の説明をお願いします。</p>
20番末清委員	<p>申請番号23号については、事務局の説明どおり、庭が狭くなったため申請地を購入し、倉庫を置き花壇とするということで、問題ないものと思われま。</p>

1 1 小縣委員	<p>申請番号24号については、この土地は、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXほど上った場所に位置し、この土地は、先月の申請にもあった土地の分筆した残りの部分になります。両者の話がまとまりました。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局及び担当農業委員から説明がありました。質問等ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問・意見等なし)</p> <p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>議案第46号は、承認されました。</p> <p>それでは、議案第47号 農用地利用集積計画と議案第48号 農用地利用配分計画について事務局より説明願ひます。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めます。</p> <p>利用権設定で内訳は、田が、551筆575,215㎡、畑2筆2,731㎡、合計553筆577,946㎡です。内訳ですが、設定内容別、地区別、個別については、ご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>なお、この中に農地中間管理事業分として県の農業公社が借り受ける分として、田が、491筆503,019㎡ 畑が、1筆241㎡です。</p> <p>引き続き、議案48号 農地利用配分計画 農地中間管理事業分について説明します。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき議案47号との関連ですが、農業基盤強化促進法により大分県農業公社 農地中間管理機構が、農地を借受け、この借りた農地については、中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、農用</p>

<p>議 長</p>	<p>地利用配分計画を作成し、それぞれの方に貸し付けるというものです。この中間管理機構の配分計画が、議案47号で、田が491筆 503,019㎡、畑が1筆 241㎡ 配分計画総数492筆 503,260㎡ということで、この計画でよいか審議を求められているものです。</p> <p>なお、議案第47号と見比べていただきますと、48号の農地中間管理事業分と47号の配分計画は、一致しています。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>議案第47号農用地利用集積計画、48号農地利用配分計画について提案がなされましたが、ご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>議案第議案第47, 48号は、承認されました。</p> <p>本日上程された 議案第45号から48号までは承認されました。</p> <p>本日の議事は、これですべて終了します。</p>
------------	---